



東中だより

夢を追え、自らを高めよ
—学べ・磨け・輝け—

6月号

さいたま市立東浦和中学校

〒336-0932 さいたま市緑区中尾 1207-1

☎ 048-873-4141

令和5年5月30日 発行

基 準

校 長 石 崎 敬 吾

梅雨の時期になりました。ツツジの花も終わりを迎え、それを引き継ぐかのようにアジサイの花が咲き始めています。また、田んぼには水が張られ、小さな苗がきれいに並んで揺れています。先日、7組生徒が田植え体験をするのを見学に行きました。足を取られながらも笑顔で苗を植える姿がとても微笑ましく思われました。

今月は体育祭が予定されています。小学校の運動会とは違う、迫力ある競技が見られるものと楽しみにしています。

さて、さいたま市では6月を「いじめ撲滅強化月間」としています。本校でも、生徒会とともにいじめ撲滅に向けた取組を本格化してまいります。令和4年度全国学力・学習状況調査（小6・中3を対象に実施）におけるさいたま市の結果をみると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に対し、「当てはまる」と回答した生徒の割合は、83.7%（全国 82.6%）、「どちらかといえば、当てはまる」は、13.4%（全国 13.8%）、「どちらかといえば、当てはまらない」は、2.0%（全国 2.5%）、「当てはまらない」は、0.8%（全国 1.1%）でした。いわゆる肯定的な回答の割合は、97.1%（全国 96.4%）となっており、全般的には良好であるように思われます。一方、否定的な回答の割合は、2.8%（全国 3.6%）となっています。

否定的な回答を選択した生徒が、どのような経緯でその回答に至ったのかは個々の事情によるのですが、「一定の理由があればいじめは容認される」と考えている生徒が存在していると思われます。では、否定的な回答をした生徒だけが、いじめの加害生徒となるのでしょうか。私には疑問です。むしろ、大半が肯定的な回答をする生徒が関わっているのではないかと思います。つまり、「いじめはしてはいけない」と考えているが、現実の言動と一致していない場合が多いのではないのでしょうか。特に、自分の言動がいじめに該当するとの認識が不足していることが挙げられます。

いじめの定義は、次のようになっています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（下線は加筆）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より

ここで大切なのは、いじめは行為を「する側」の認識ではなく、「される側」の認識が基準になるということです。「ふざけていただけ」「遊んでいただけ」と思っていたことでも、相手が苦痛を感じているのであれば、いじめとなります。

私も子どもの頃、「自分がされて嫌なことは相手にしないこと」と親に言われてきました。しかし、それはあくまで自分を基準にしていることです。ですから、相手の基準と一致している保証はありません。

御家庭でも、この「基準」について、改めて話し合ってみるとよいかもしれません。